

大口町告示第112号

戸籍届出に係る来庁者の本人確認実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年11月29日

大口町長 鈴木雅博

戸籍届出に係る来庁者の本人確認実施要綱の一部を改正する要綱

戸籍届出に係る来庁者の本人確認実施要綱（平成15年大口町告示第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証
共済組合員証」を

「国民健康保険、健康保険、船員保険又は共済組合に係る資格確認書
介護保険の被保険者証」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付を受けている国民健康保険、健康保険又は船員保険の被保険者証若しくは共済組合員証（以下「被保険者証等」という。）の有効期間が経過するまでの間の当該被保険者証等については、なお従前の例による。

戸籍届出に係る来庁者の本人確認実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>住民基本台帳カード（別表第1に規定するものを除く。）</p> <p><u>国民健康保険、健康保険、船員保険又は共済組合に係る資格確認書</u></p> <p><u>介護保険の被保険者証</u></p> <p>国民年金手帳又は基礎年金番号通知書</p> <p>国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書</p> <p>共済年金又は恩給の証書</p> <p>届書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>住民基本台帳カード（別表第1に規定するものを除く。）</p> <p><u>国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証</u></p> <p><u>共済組合員証</u></p> <p>国民年金手帳又は基礎年金番号通知書</p> <p>国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書</p> <p>共済年金又は恩給の証書</p> <p>届書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等</p>